

子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム掲載基準の改訂

～小・中・高校の生徒等によるふるさと生活体験活動の受入可能地域の公開～

(改訂)平成25年6月

(一財)都市農山漁村交流活性化機構

当機構がふるさと生活体験活動の受入可能地域として公開するかどうかを判断する“子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステムの掲載基準”は以下の通りである。

(1) 地域一体による受入活動が行える“受入地域協議会”を設立していること

受入地域協議会として、農林漁家をはじめ、地域の市町村、農林漁業関係団体、NPO法人等によって構成された“受入地域協議会”を設立し、地域にある多くの機関や人材が一体となって児童生徒等の受入れることが可能であること

確認事項：受入地域協議会の設立（見込）・組織構成等

(2) “1学年規模でのふるさと生活体験活動”を受けられる体制にあること

受入地域協議会として、“1学年規模（小学校の学年平均人数（30人程度）が目安）の児童生徒等が少人数（5人程度）”で滞在できる農林漁家（農林漁家民宿等）の軒数を確保できること

確認事項：分宿可能な農林漁家（農林漁家民宿等）を確保できること

（最低基準：農林漁家（農林漁家民宿等）が最低10軒）

確認事項：2泊3日程度のモデルプランの作成状況等（長期に限定しない）

(3) 学校等との連絡・調整が行える“総合窓口”を設置していること

受入地域協議会として、学校等との連絡調整が可能な“総合窓口”（事務局、地域コーディネーター等）を設置し、かつ、学校等からの連絡・調整が適切に行える体制があること

確認事項：総合窓口の設置と連絡対応等が確認できること

(4) “児童生徒等に対応できる体験指導者”を有していること

受入地域協議会として、主立った体験プログラムを指導するインストラクター等の人数を確保できること

確認事項：学校1学年規模の児童生徒等に対応できる体験指導者を確保できること

(5) “児童生徒等に対応できる十分な安全・衛生管理”が行えること

受入地域協議会として、ふるさと生活体験活動を受入れる際に、受入当事者が十分な安全・衛生に関する管理（防災対策を含む）が講じられること

確認事項1：地域一体による安全・衛生管理体制が構築されていること

(例)

- ・受入前・受入期間にかけて、受入当事者との連絡・調整が行える体制にある
- ・受入当事者向けの安全・衛生管理マニュアルを作成している
- ・荒天時を想定した活動中止の判断基準を作成している
- ・地域一体の緊急連絡体制を整備している（緊急連絡体制図の作成）
- ・活動場所ごとの防災対策を行っている（避難場所・避難方法・ルートの設定、避難マップの作成、避難物資の用意、避難先での物資等の用意等）等

確認事項2：受入当事者に対して安全・衛生面の指導・研修が行われていること

(例)

- ・受入当事者に対して安全・衛生管理マニュアルの内容を周知している
- ・受入当事者は安全・衛生管理に係る専門的な研修を受講している

【主な専門的研修の分野】

- ・安全管理：事故の予防、事故発生時の初動、緊急連絡、事後対応等
- ・防災対策：初期災害による事故の予防、避難方法の検討等
- ・応急手当（消防庁「上級救命講習」等の受講を推奨）
- ・衛生管理（保健所等による「食中毒予防研修」等）

確認事項3：児童生徒等の持つアレルギー・傷病・障害等の配慮が行えること

(例)

- ・受入前に各児童生徒等が持つアレルギー・傷病・障害等を確認する
- ・受入当事者に対して各児童生徒等のアレルギー・傷病・障害等の状況を紹介する

(6) ふるさと生活体験活動を想定した“損害賠償保険”に加入していること

受入地域協議会として、ふるさと生活体験活動の受入れに応じた各種損害賠償責任保険に加入することで、万が一の事故が起きた場合に損害賠償が行えるようにしておくこと

確認事項1：受入当事者が必要な損害賠償責任保険に加入していること

【対象例】

- ・施設：農林漁家泊を行う農林漁家、体験・交流・飲食・宿泊等の提供施設等
- ・人材：体験指導者
- ・自動車：地域内移動を行う車両等

確認事項2：受入地域協議会では、各受入当事者の損害賠償責任保険の加入状況を把握していること

(7) 受入体制の整備状況が確認できる書類等を提出すること

受入地域協議会として、(1)~(6)に示した受入体制の整備条件を適えているかを確認するために、全国登録組織である(一財)都市農山漁村交流活性化機構に必要な書類等を提出し、書類審査等を受けること

確認事項：以下の書類等を提出すること(必須提出物： , , , , ,)

登録シート(Excelデータ)

受入地域協議会の規約

受入地域としての安全管理基準(ガイドライン、マニュアル等)

受入地域協議会のパンフレット(学校関係者等提供用)

受入地域協議会の体制の概略図

受入地域としての緊急連絡体制の概略図

受入地域としての防災対策の概要(主な対策事項、避難マップ等)

受入活動を紹介する画像(3枚程度。子どもを受け入れているシーン、受入地域の風景の画像など。公開に当たり肖像権・著作権に問題がないこと)

上記の書類等をデータで提出する場合、1ファイル当たりのデータ量を2,000kb未満にすること

(8) 都道府県をはじめとする関係機関から承諾を得ていること

登録予定の受入地域協議会に関する情報を当該システムで公開することについて、その受入地域協議会を管轄する関係機関の承諾を得られること

確認事項：(一財)都市農山漁村交流活性化機構は(7)による書類審査等の結果を都道府県担当課(都道府県協議会)または地方農政局に報告し、このシステムで情報公開を行うことについて、いずれかの承諾を得られること

関係機関の範囲：都道府県担当課(都道府県協議会)、地方農政局

以上